

**金融商品の  
取扱説明書  
トリセツ**

第42回

**「暦年贈与信託(おくるしあわせ)」  
三菱UFJ信託銀行**

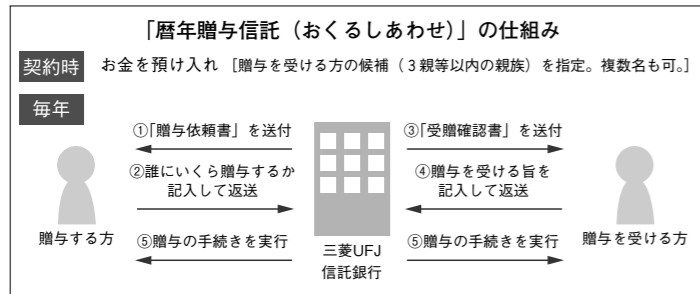
平成27年1月1日から相続税の改正により基礎控除が引き下げられる。これまで相続税の課税対象とならなかった方でも相続税対策を考える必要が出てきた。数ある相続対策の中でも比較的手軽な手段として「生前贈与」が注目されている。そんな中、三菱UFJ信託銀行は、平成26年6月2日より、生前贈与をサポートする信託商品『暦年贈与信託(おくるしあわせ)』の取扱いを開始した。今回は、『暦年贈与信託(おくるしあわせ)』の開発に込めた思い、商品性などについて、リテール企画推進部トラストファイナンシャルプランナーの玉置千裕さんにお話を伺った。



三菱UFJ信託銀行  
玉置千裕  
リテール企画推進部  
トラストファイナンシャルプランナー

図表1 「暦年贈与信託(おくるしあわせ)」の概要

贈与手続き	・贈与する方は、ご契約時に、今後贈与を受ける方の候補(受益者候補)を3親等以内のご親族からご指定いただきます(複数名のご指定が可能です)。 ・贈与する方は、原則として年に1回、贈与手続きを行うことができます。 ・当社は、当社所定の書面を通じて、贈与する方と贈与を受ける方の贈与手続きを行います。
信託期間	・5年以上30年以下で贈与する方がご指定ください。
信託金額	・500万円以上3,300万円以下(贈与する方一人につき1契約となります) ・贈与する方にご相続が発生した際に、贈与を受ける方に贈与した金額により、他のご相続人の法令の権利(遺留分といいます)を侵害してしまう場合がありますので、お申し込みの際に信託金額をご相談させていただいております。本商品にかかる法務上のお取り扱いについては、弁護士などの専門家にご相談ください。 ・3,300万円を超える金額で信託設定を希望される場合は、当社が所定の方法により算出した金額を最高受託金額とします。 ・贈与する方による追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。
信託報酬	①管理報酬：無料 ②運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当率(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額となります。
ご契約残高の報告	・贈与する方と贈与を受ける方に、お取引残高のご案内を、年2回(4月・10月末基準)お送りします。 ・上記に加えて、贈与する方には、年1回(12月末基準)、贈与を受ける方のご契約残高のご案内をお送りします。



三菱UFJ信託銀行パンフレット等より編集部作成

加えて、暦年贈与の非課税枠は、受贈者1人につき年間110万円です。5人に贈与すれば年間550万円、10人であれば年間1100万円と、受贈者が多いほど、非課税で贈与できる金額が増えます。一方で、受贈者を増やすことに伴い、贈与契約書の作成や振込みなどを行う手間も増えてしま

ます。本商品をご利用いただければ、面倒な贈与契約書や振込みなどの手続きは不要で、贈与の記録も残り、「簡単」「確実」に贈与手続きが実行できます。

——パンフレットでは、「簡単」「確実」に並んで「便利」も「暦年贈与信託(おくるしあわせ)」のキーワードとして挙げられています

ね。

玉置 本商品の便利な機能として、受贈者が贈与でもらったお金をどの程度残しているかを贈与した方へ毎年お知らせする「残高通知機能」を付けています。

贈与をされたお金は受贈者が自由に使えるのは当然ですが、贈与した方には、「渡したお金はこう使ってほしい」というご希望があります。当社は、このご希望が実現できるような仕組みを作りたいと考えたのです。

例えば、贈与した方が「渡したお金は、相続税の納税資金として残しておいてほしい」というご希望があったとします。残高をお知らせすることで、「無駄遣いすることから、今年は贈与することを考え直さなければいけない」將來のことも考えて、使わずに残してあるから、今年も贈与しよう」とがで

きます。

——「暦年贈与信託(おくるしあわせ)」を使った贈与の流れにつ

生前贈与を行うことには「争族」を防ぐ効果も

——はじめに、生前贈与に着目した新商品を開発した理由からお聞かせください。

玉置 生前贈与による相続対策を行うことで、「円満な資産承継」が実現できると考えたため、贈与手続きを当社が代行する信託商品『暦年贈与信託(おくるしあわせ)』を開発しました(図表1)。

「円満な資産承継」のためには、相続人が被相続人の想いをしっかりと受け止めることが大切です。相続が発生したとき、被相続人はすでに亡くなってしまっていますので、相続人に自分の想いを伝えることはできなくなってしまいます。遺言の付言事項などに書いていたとしても、相続人がどう受け止めたかについては、被相続人にはわからないわけです。

これに対して、生前贈与は、誰にいくらあげるかを自身で決めることができ、なぜあげるのかも相

手に説明することができます。つまり、家族間でコミュニケーションをとりながら贈与が行われるのです。すると、被相続人の生前の想いが相続人の方々にしっかりと伝わりますので、結果的に「争族」を防ぐ効果があるわけです。

贈与手続きを  
管理手数料無料で代行

——次に商品性についてお聞きします。この商品を使わずに贈与した場合と比べて『暦年贈与信託(おくるしあわせ)』にはどんなメリットがありますか?

玉置 本商品の最大のメリットは、贈与手続きを当社が管理手数料無料で代行することで、「簡単」「確実」に贈与を行える点です。

相続対策のために生前贈与を行う際には、「定期贈与」や「名義預金」にならないように、贈与の記録を残すため贈与する都度、贈与契約書の作成や振込みによる贈与、また贈与税の申告などを行うことが望ましいとされています。

——教えてください。

玉置 贈与する方と受贈者の間に当社が入って、双方の意思を確認していきます(図表2)。

まず、贈与する方へ「贈与依頼書」をお送りします。贈与するのであれば、依頼書に誰にいくらあげるのかを書いていただき、返送してもらいます。そして、受贈者に「受贈の確認書」をお送りし、贈与を受けるかどうかの意思を確認します。「贈与を受ける」ということであれば、その旨を記載のうえ返送していただきます。

この書類のやりとりによって贈与者と受贈者の両方の意思確認が取れたこととなりますので、そこで当社は贈与手続きを実行します。

生前贈与の注意点を押さえる  
「暦年贈与信託」を利用する

——信託金額の上限が、3300万円ですが、これは暦年贈与の基礎控除110万円をベースにして、設定されたのでしょうか?

玉置 信託期間が最長30年ですの